

秋田大学教育文化学部附属学校危機管理規程

(災害等への準備)

- 第1条 附属幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校（以下「附属学校」）は、火災、風水害その他の非常災害又は不審者侵入、盗難その他の事故・事件（以下「災害等」）に対処するための組織を設ける。
- 2 附属学校は、学校保健安全法（昭和33年法律56号。以下「法」という。）に基づき、災害等に対処するため学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し、教育文化学部長（以下「学部長」という。）に届け出る。
- 3 附属学校は、定期に及び必要に応じて防災等のための訓練を行う。

(安全への取組)

- 第2条 附属学校は、法に基づき、幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検、児童等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項に取り組む。
- 2 附属学校長は児童等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めるときは遅滞なくその改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、学部長に対し、その旨を申し出る。

(災害等への対応)

- 第3条 附属学校長は、災害等が発生したときはすみやかに関係各所に通報し、人命の安全を最優先にしながら、施設、設備の保全を図るため適切な措置を講じる。
- 2 教職員は、学校施設及びその付近に火災その他の非常事態が発生したときは、すみやかに登校して臨機の処置をとる。

(災害等の報告)

- 第4条 附属学校長は、災害等が発生したときは、すみやかに災害等発生の日時、種別、被害の程度、原因、応急処置状況その他必要と認める事項を別紙様式1により学部長に報告する。

(非常災害等による休業)

- 第5条 秋田大学教育文化学部附属学校規程（以下「附属学校規程」という。）第6条、第36条、第67条、第98条の各第2項に基づき、学校において、非常災害その他急迫の事情によって臨時に授業を行わなかったときは別紙様式2により、すみやかに学部長に報告する。

(感染症による出席停止)

- 第6条 附属学校規程第18条及び第46条、第77条、第110条の各第1項第1号に基づき、附属学校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童等に対して、出席を停止させたときは、別紙様式3により、すみやかに学部長に報告する。

(児童等の事故等)

- 第7条 附属学校長は、児童等についていじめ、暴力などの重大な問題行動、長期にわたる不登校等があったときは、別紙様式1により、すみやかに学部長に報告する。
- 2 附属学校長は、児童等について重大な事故（交通事故を含む）が発生したときは、別紙様式1により、すみやかに学部長に報告する。
- 3 附属学校長は、児童、生徒に対して懲戒処分を行ったとき、及び児童、生徒の保護者に対して、当該児童、生徒の性行不良等を理由として、附属学校規程第46条、第77条、第110条の各第1項第2号により出席停止を命じたときは、別紙様式4により、すみやかに学部長に報告する。

(児童等への人権侵害の防止)

- 第8条 教育文化学部（以下「学部」という。）はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、秋田大学教育文化学部附属学校園いじめ基本方針（以下「附属学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるとともに、いじめ等の人権侵害の防止及び対処のための組織を設ける。
- 2 附属幼稚園を除く各学校は、附属学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止基本方針を定める。また、各々いじめ等の人権侵害の防止及び対処のための組織を設ける。
- 3 学部及び附属幼稚園を除く各学校は、いじめや体罰などの人権侵害防止のため、通報・相談窓口を置き、児童、生徒及び保護者に周知する。
- 4 学部及び附属幼稚園を除く各学校は人権を尊重し、また人権侵害を防止するため、教職員への研修、児童、生徒への指導、保護者への啓発活動、定期及び臨時の調査を行う。
- 5 いじめについて重大事態が発生していると認められるときは、学部及び附属幼稚園を除く各学校はすみやかに調査を行うとともに、第10条の定めるところにより、秋田大学長（以下「学長」という。）及び学長を通じて文部科学大臣に報告する。調査結果及び措置についても同様に報告する。

(教職員の事故等)

- 第9条 教職員は、公務上又は公務外において事故等があったときは、すみやかに校長に報告し、その指示を受ける。
- 2 附属学校長は、教職員に体罰、非行その他の義務違反があったとき及び重大な事故等があったときは、別紙様式1により、すみやかに学部長に報告する。

(学部への報告等)

- 第10条 学部においては報告等の窓口を総務担当とし、担当副学部長を中心に対応する。
- 2 緊急のときは学校は口頭で報告等を行い、事後に文書で報告する。
- 3 報告等があったときには、学部長、担当副学部長及び事務長を中心として学部執行部で情報の共有を図り、適切に対処する。

3 学部長は必要に応じて学長に報告する。

附則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

危機管理報告書

発信者		所属・役職	
校園名		発信日	平成 年 月 日
発生日 生時	平成○年○月○日 (○) 午後 ○時 ○分	発場所	
種類	(学校火災, 不審者侵入, 校舎損壊, 器物損壊, 盗難, 風水害による被害, ガス漏れ, 交通事故, 体罰, 暴力行為, いじめ, 長期の不登校, 非行, 犯罪, 法令違反, 保護者・住民からの苦情等)		
発原因	発生原因について, 文章で記載する。 (○○により, ○○したもの。)		
事故等の状況	事故等の内容について, 以下の内容等を明確にし, 文章で記載する。 ○いつ, どこで, 誰が, どうした等を明確に記載する。 ○被害等があった場合には, その内容や程度についても記載する。 ○現場検証をした警備会社員の氏名, 警察署員の氏名, 人数や発言等についても記載する。		
事前事後の 対応	<p>事前事後の対応について, 文章で記載する。 関係機関(警察, 消防, 救急, 病院, 学部・大学等)や保護者等への通報の状況についても記載する。</p> <p>【例】 校舎・校地については, 毎日, 朝と夕方に教頭と技能員が異常の有無を確認し, 閉門の前には, 担当が巡回していた。 前日の○月○日○時○分の巡回時に, 校舎校地に異常がないことを教頭が確認している。</p> <p>平成○年○月○日 () ○時○分 校長が○○警察署に行き, 被害届を提出した。 ○時○分 ○○教頭が○○交番の署員に巡回の強化を依頼した。 ○時○分 職員打合せで○○教頭が事故の概要を説明し, 職員各自が教室その他の担当箇所の管理, 特に窓等がきちんと施錠されていることを確認するよう注意の喚起を図った。 ○時○分 業者が破損した窓ガラスの修繕を行った。</p> <p>(記載量により, 報告が複数ページになっても差し支えない)</p>		
今後の 対応	事故等に対する所属長の意見, 普段の防止に向けての教職員への指導内容, 事後の教職員への指導内容, 関係機関との連携等について, 文章で記載する。 学校の対策では, 集団・児童等本人・保護者等にとった内容を明らかにする。 法令違反等があった場合には, その再発防止策を明らかにする。		

※ 添付資料

- 1 事故等の現場がわかる図(地図・校舎見取図等)
- 2 事故等の状況がわかる図や写真等(手書きでも良いので, 具体的に事故の様子ที่わかる図)
- その他, 必要に応じて, 関連資料の提出をお願いする場合もある。

※ 危機管理報告書提出期限

学校及び教職員に係る事案については, 原則として, 事故等の発生から1週間をめぐりに報告する。その後に新しい事実が判明したり, 訂正する事項が生じた場合は, 追加報告をする。

児童等に係る, 交通事故(重傷)の他, 暴力行為, いじめ, 窃盗等の事案については一ヶ月をめぐりに提出する。

被害等が軽微なものについては報告を要しないものとし, 学校において適切に対処する。

